

保育料のお知らせ

保育料は、お子さんの年齢、兄弟姉妹の人数や保護者等の収入（市町村民税額）等により決定します。

○保育料の算定方法

保育料は、保護者の市町村民税を利用者負担額表にあてはめ、算定します。

保育料の算定に用いる市町村民税の額は、税額控除のうち調整控除のみを差し引いた額になります。（住宅ローン控除などを差し引く前の税額になります。）なお、転入の方について、保護者の所得課税証明書の提出が必要になる場合があります。

※利用者負担額表は裏面をご覧ください。

○保育料の切替時期

保育料を算定するための市町村民税は、毎年9月に切り替えます。利用月が4月～8月は前年度、9月～翌3月はその年度が算定対象となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度の市町村民税 (令和6年の収入)					令和8年度の市町村民税 (令和7年の収入)						

※年齢は、毎年4月に切り替えます。

(2号認定であっても、4月初日の年齢を基に算定します)

○保育料の減免制度

第2子以降の3歳未満児の保育料無償化（令和6年9月開始）

所得制限や同時利用に関係なく、現に保護者に扶養されているお子さんのうち2人目以降の3歳未満のお子さんの保育料は無料となります。

○前回申請時と状況が変わったとき

- 保護者等の市県民税額の変更が生じた場合
- 住所変更し世帯員の変更があった場合
- 婚姻、離婚をした場合
- 生計を同一にする世帯員の変更があった場合
- 保護者が現に扶養する子どもの人数に変更があった場合

上記のような変更があった場合は、保育料が変更になる可能性がありますので、防府市子育て推進課までお知らせください。

保育料に関するお問い合わせ

防府市子育て推進課保育学童係 TEL 0835-25-2126

防府市 保育料

検索

○保育料に関するQ & A

Q 1 保育料は誰の市町村民税額で算定されるのでしょうか？

A 1 基本的に父母それぞれの市町村民税の合算額で算定します。ただし、父母の収入のみで生計が成り立っていないと判断される場合は、同居している父母以外の直系親族またはきょうだいの課税額を合算して保育料を算定します。（Q 3 もご覧ください。）

Q 2 父が単身赴任している場合も、父の市町村民税は合算されるのでしょうか？

A 2 合算し、保育料を算定します。

Q 3 父母の収入のみで生計が成り立っていないと判断されるのは、どのような場合でしょうか？

A 3 父母の合計所得額が38万円未満で、父母以外の保護者と同居している場合になります。この場合の「同居」とは、住民票上の世帯が別でも二世帯住宅や母屋・離れの関係など、実質同居と判断できるものも含まれます。

ケース1 父母それぞれの税額の合計で算定する場合

父	母	祖父	祖母
所得額 3,500,000円 税額 150,000円	所得額 1,300,000円 税額 40,000円	所得額 2,500,000円 税額 120,000円	所得額 800,000円 税額 10,000円

190,000円 (150,000円(父の税額)+40,000円(母の税額))・・・第10階層
※父母の合計所得が38万円以上のため、父母の税額のみを合算して算定します。

ケース2 父母以外の保護者の税額の合計で算定する場合

父	母	祖父	祖母
所得額 200,000円 税額 0円	所得額 100,000円 税額 0円	所得額 2,500,000円 税額 120,000円	所得額 800,000円 税額 10,000円

120,000円 (0円(父の税額)+0円(母の税額)+120,000円(祖父の税額))・・・第8階層
※父母の合計所得額が38万円未満のため、最も所得額が高い祖父の税額を合算して算定します。

ケース3 父のみの税額で算定する場合

父	母	祖父	祖母
所得額 3,500,000円 税額 150,000円	所得額 100,000円 税額 0円	所得額 2,500,000円 税額 120,000円	所得額 800,000円 税額 10,000円

150,000円 (150,000円(父の税額)+0円(母の税額))・・・第9階層
※母の税額は0円ですが、父の所得額が38万円以上のため、同居の親族等の税額は合算しません。

Q 4 離婚等により母子（父子）家庭になりましたが、保育料は変わりますか？

A 4 保育料が変更になる可能性がありますので、子育て推進課までご連絡ください。ただし、離婚後も同居所である等、生計を同一にしていると判断される場合、保育料は変わりません。

なお、保護者が結婚された場合も保育料が変わる可能性がありますので、子育て推進課までご連絡ください。

令和8年度 利用者負担額（保育料）表

○認定こども園（教育）・幼稚園の場合（1号認定）

階層区分		年収の目安 ※1	保育料 (月額)	
生活保護世帯		1	0円	
市町村民税非課税	母子等の世帯	2A	0円	
	その他の世帯	2B	0円	
		~270万円		
市町村民税 所得割非課税 (均等割のみ課税)	母子等の世帯	3A	0円	
	その他の世帯	3B	0円	
市町村民税 所得割課税額	48,600円未満	母子等の世帯	4A	0円
		その他の世帯	4B	0円
	48,600円以上 57,700円未満	母子等の世帯	5A	0円
		その他の世帯	5B	0円
			~360万円	
	57,700円以上 72,800円未満	母子等の世帯	5C	0円
		その他の世帯	5D	0円
	72,800円以上 77,200円未満	母子等の世帯	6A	0円
		その他の世帯	6B	0円
	77,200円以上 97,000円未満	の世帯	7	0円
	97,000円以上 133,000円未満	の世帯	8	0円
	133,000円以上 169,000円未満	の世帯	9	0円
169,000円以上 211,300円未満	の世帯	10	0円	
211,300円以上 301,000円未満	の世帯	11	0円	
301,000円以上 397,000円未満	の世帯	12	0円	
397,000円以上	の世帯	13	0円	
		680万円~		

○認定こども園（保育）・保育所・地域型保育の場合（2号認定、3号認定）

階層区分		年収の目安 ※2	保育料（月額）					
			0~2歳児 ~R5.4.2生		3、4、5歳児 R5.4.1生~R2.4.2生			
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		
生活保護世帯		1	—	0円	0円	0円	0円	
市町村民税非課税	母子等の世帯	2A	~260万円	0円	0円	0円	0円	
	その他の世帯	2B		0円	0円	0円	0円	
市町村民税 所得割非課税 (均等割のみ課税)	母子等の世帯	3A	~330万円	7,200円	7,000円	0円	0円	
	その他の世帯	3B		16,000円	15,700円	0円	0円	
市町村民税 所得割課税額	48,600円未満	母子等の世帯	4A	7,200円	7,000円	0円	0円	
		その他の世帯	4B	16,000円	15,700円	0円	0円	
	48,600円以上 57,700円未満	母子等の世帯	5A	~360万円	7,200円	7,000円	0円	0円
		その他の世帯	5B		23,000円	22,600円	0円	0円
57,700円以上 72,800円未満	母子等の世帯	5C	~470万円	7,200円	7,000円	0円	0円	
	その他の世帯	5D		23,000円	22,600円	0円	0円	
72,800円以上 77,200円未満	母子等の世帯	6A	~470万円	7,200円	7,000円	0円	0円	
	その他の世帯	6B		28,000円	27,500円	0円	0円	
77,200円以上 97,000円未満	の世帯	7	~640万円	28,000円	27,500円	0円	0円	
97,000円以上 133,000円未満	の世帯	8		37,000円	36,300円	0円	0円	
133,000円以上 169,000円未満	の世帯	9	~930万円	41,000円	40,300円	0円	0円	
169,000円以上 211,300円未満	の世帯	10		54,000円	53,000円	0円	0円	
211,300円以上 301,000円未満	の世帯	11	~1130万円	54,000円	53,000円	0円	0円	
301,000円以上 397,000円未満	の世帯	12		65,000円	63,800円	0円	0円	
397,000円以上	の世帯	13	1130万円~	65,000円	63,800円	0円	0円	

※1「年収の目安」は、夫婦（片働き）と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安

※2「年収の目安」は、夫婦（片方はパートタイム労働程度を想定）と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安

※市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）を差し引く前の税額により決定されます。

※1号認定、2号認定の保育料には給食費が含まれません。3号認定の保育料には給食費が含まれます。 ※母子等とは、ひとり親世帯及び在宅障害児(者)世帯のことになります。

※この保育料のほか、利用する施設・事業により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。